

岐阜信用金庫 特別融資開始

米関税

岐阜信用金庫は4日、米国の追加関税措置の影響を受けた法人や個人事業主向けの特別融資の取り扱いを始めた。12月30日まで。

必要な事業資金の範囲内の金額を融資する。形態は手形貸し付け、証書貸し付け。利率は同金庫所定の金利で、期間は運転資金10年以内、設備資金25年以内。無担保、有担保、信用保証協会扱いのいずれも取り扱いを可能とする。相談窓口は全店窓口を設置した。

また、日本政策金融公庫は4日までに、米国の追加関税措置に伴う特別相談窓口を岐阜や多治見など全国152支店に設置した。中小企業や小規模事業者、農林漁業者などの融資や返済に関する相談に対応する。